◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇ 受験資格等に関するQ&A ◇◆◇◆◇◆◇◆

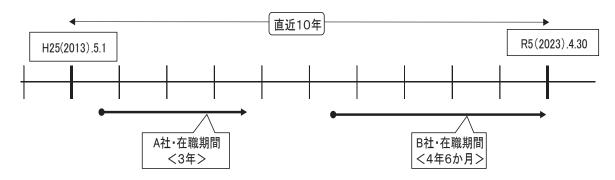
Q1: 職務経験の必要年数には、どのような場合に算入できますか。

A1:必要年数を満たすケース、必要年数を満たさないケースの例を挙げると、次のとおりです。

【例1】必要年数を満たすケース(【行政(一般)】の例)

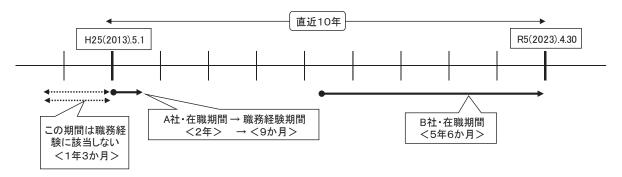
次の図のように、直近10年中、A社で在職期間が3年、B社で在職期間が4年6か月あった場合、職務経験はそれぞれの期間を通算して7年6か月となるので、「7年以上」の要件を満たします。

ただし、勤務時間が週30時間未満の期間や、1か月以上の休業等(傷病休暇・休職、育児休業、介護休業等)で実際に業務に従事しなかった期間があれば、職務経験の期間から除きます。 なお、勤続1年未満の職務経験の期間は、職務経験の期間として通算できません。



【例2】必要年数を満たさないケース(【行政(一般)】の例)

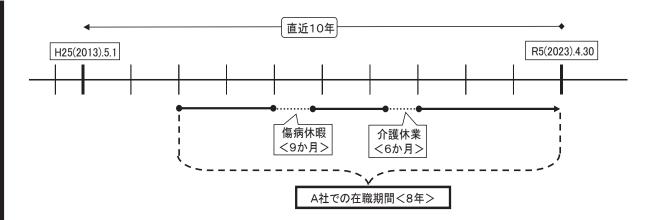
次の図のように、直近10年中、A社で在職期間が9か月、B社で在職期間が5年6か月あった場合、直近10年中の職務経験は、6年3か月となり、「7年以上」の要件を満たさないことになります。



Q2: 職務経験から除かれる期間にはどのようなものがありますか。

A2:休業等(傷病休暇・休職、育児休業、介護休業等)で実際に業務に従事しなかった期間が1か月以上 ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間を職務経験の期間から除きます。こ の場合、当該休業等の期間に引き続く前後の在職期間は職務経験として通算できます。但し、産前産後 休暇期間は職務経験の期間に含めることができます。

例えば、直近10年中にA社で8年間在籍した場合であっても、入院して傷病休暇を9か月、介護休業を6か月取得し、それらの期間業務に従事しなかった場合は、15か月を差し引きますので、職務経験の期間は6年と9か月となり、要件を満たさないことになります。この場合であっても、直近10年より前の在職期間は通算することはできません。



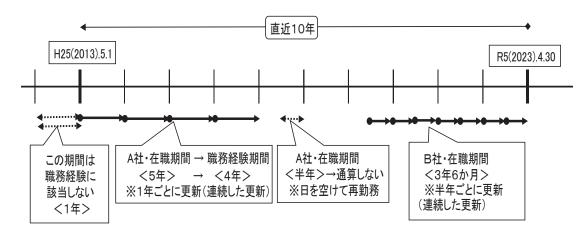
Q3: 契約社員や派遣社員の職務経験期間は通算できますか。

A3: 契約先や派遣先として同じ企業等に継続して週30時間以上(「行政(福祉)」は週27時間以上)で 1年以上勤務していれば、職務経験期間として通算できます。

【例1】認められるケース(【行政(一般)】の例)

次の図のように、直近10年中、A社での在職期間が1年ごとの契約更新で合計4年、B社での在職期間が半年ごとの契約更新で合計3年6か月あった場合、職務経験はそれぞれの期間を通算して7年6か月となるので、「7年以上」の要件を満たします。

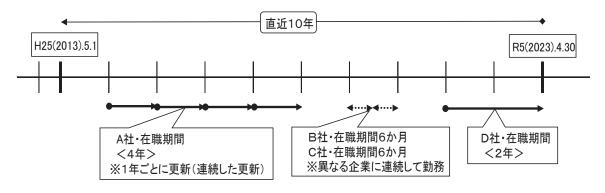
なお、更新した期間を通算することができるのは同じ企業等に継続して勤務した期間のみです。 次の図の2回目のA社での勤務は継続していないため、勤続1年未満の職務経験となり、職務経験 の期間として通算できません。



【例2】認められないケース(【行政(一般)】区分の例)

次の図のように、直近10年中、A社での在職期間が1年ごとの契約更新で合計4年、B社・C社で連続して6か月ずつ、D社で在職期間が2年であった場合、A社とD社の勤務期間しか通算できないため、合計6年で「7年以上」の要件を満たさないことになります。

B社・C社での勤務期間については、同じ企業ではないため、連続して勤務していてもそれぞれの勤務期間が1年以上でなければ通算することはできません。



Q4: 同じ企業等で雇用形態が変わった場合(契約社員から正社員など)の職務経験の取扱いはどうなりますか。

A4:週30時間以上(「行政(福祉)」は週27時間以上)の勤務であって、同じ企業等に継続して勤務して いれば、通算できます。

Q5: 出向先で勤務した期間は、出向元の期間に通算できますか。

A5:職歴証明書により、元の会社に在籍したままの出向であったことが証明できれば、元の会社での職務経験として通算できます。退職派遣など、一度退職しているような場合で、勤続1年未満の場合は通算できません。

Q6: 会社名が変更(合併等も含む)になったが、継続して通算できますか。

A 6 : 会社名が変更されても、その会社が元は同一であることと、本人がその会社に継続して勤務していたことが職歴証明書で証明できれば通算できます。

Q7: 受験資格に該当する会社が倒産しているのですが、受験できますか。

A7:受験資格を満たしていれば受験は可能です。

最終合格後に職歴の確認のために、勤務先からの職歴証明書を提出していただきますが、会社の倒産 で証明書が提出できない場合は、客観的な証明のできる書類として、雇用時の契約書類や雇用保険受 給資格証明書等などを提出していただきますので、必ず人事委員会事務局に問い合わせてください。

Q8: 福祉関連職務経験には、具体的にどのような経験が該当しますか。

対象区分「行政(福祉)」

	該当する職務経験内容の例	該当しない職務経験内容の例	
	○社会福祉事業を行う団体等 (※1) での相談援助 (※2)	▽(※1)以外での相談援助	
職	○上記に従事する者への助言・指導	▽相談援助に携わっていない直接介護・看	
務	○上記相談援助に係る支援計画の策定等	護・保育に従事する者((※1)での勤務	
内		を含む。)	
容		▽福祉機器の販売や企画等	
		▽医療事務等	

- (※1) 社会福祉事業を行う団体等とは、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、社会福祉協議会は含みますが、有料老人ホームは含みません。) や相談援助(※2)の業務を行う医療機関、行政機関等の公的団体、学校、NPO法人等の施設。
- (※2) 相談援助とは、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと。

<具体的事例>

- (※1)に掲げる施設でのケアマネージャー、ソーシャルワーカー、生活相談員、支援相談員の業務
- 学校現場などでの学校や日常生活上での課題解決を要する児童等・家庭及びその環境への支援等の業務

Q9: ICT 関連職務経験には、具体的にどのような経験が該当しますか。

対象区分「行政(ICT)」

	該当する職務経験内容の例	該当しない職務経験内容の例
職	○ICTを活用した業務の改善・転換に係る企画立	▽既存の情報システムの操作等のユーザ
	案、プロジェクトへの参画	ーサポート
務	○ICTを活用した製品やサービスのディレクショ	▽システムの販売・営業(自ら構築に関わ
内	ン・総合的なデザイン設計構築	る場合は除く。)
容	○情報システム・ネットワークの開発・運用・保守、	▽ハードウェアの設置・設定・保守・修理
	システム提案	▽イラスト・ロゴの製作

Q10: 「土木」「建築」「電気」「機械」の職務経験には、具体的にどのような経験が該当しますか。

対象区分「土木」

	該当する職務経験内容の例	該当しない職務経験内容の例
職務内容	該当9 る職務経験内谷の例○道路や橋梁、上下水道菅の設置・改修工事、河川改修、その他土木構造物の築造・改修工事についての設計○監理技術者、現場代理人等としての施工管理(発注者支援を含む。)○土木に係る計画の策定や実施	▽管理業務と関わりのない現場作業 ▽土質調査 ▽測量 ▽CAD業務 ▽造園の植栽工事 ▽建築物の工事等 ▽計画業務に関わりのない現場作業
		▽計画業務に関わりのない現場作業 ▽関係機関との連絡・調整等

対象区分「建築」

	該当する職務経験内容の例	該当しない職務経験内容の例
職務	○木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の設計(構造設計を含む。)○監理技術者、現場代理人等としての施工管理(発注者支援や構造に関する工事監理業務を含む。)	▽管理業務と関わりのない現場作業 ▽一の建築物についての部分的な下請工 事等 ▽CAD業務
内容	○建築基準法に基づく建築主事及び指定確認検査機関における建築確認・検査(構造検査を含む。)○市街地再開発事業や区画整理事業等の都市計画関連業務(建築物の整備や補償等に係る業務に限る)	▽計画業務に関わりのない現場作業 ▽関係機関との連絡・調整等

対象区分「電気」「機械」

	該当する職務経験内容の例	該当しない職務経験内容の例
職務内容	 ○建築物(戸建て住宅等の小規模なものを除く。)やプラント系施設(エネルギー、ごみ処理、上下水道等)、インフラ系施設(電話、電力、道路等)における電気/機械設備設置工事の設計又は施工管理(現場での管理・監督) ○電気/機械設備の運転・監視、電気/機械設備全体の保守・点検・維持管理(清掃等の部分的な維持管理を除く。)等 	▽管理業務と関わりのない現場作業 ▽製造業における電気/機械・電子製品の研究・開発・設計・加工・組立て・製品検査 ▽電気/機械設備にかかる情報システム開発・ソフト開発 ▽CAD業務 ▽電気/機械設備の営業・販売等 ▽製造業における製造電気/機械設備の運転・操作 ▽自動車・鉄道・船舶等の運転 ▽警備員としてのシステムの監視等

Q11: 受験予定区分の職務経験が「該当する、該当しない職務経験内容の例」に記載されていません。

A11:人事委員会事務局任用課へお問い合わせください。

電 話:092-711-4687 (平日9:00~17:00)

メール: ninyo. PACS@city. fukuoka. lg. jp (必ず本文に<u>氏名と連絡が取れる電話番号</u>を記載してください。)

※メールでのお問い合わせの場合、返信にお時間をいただく場合がありますので、ご了承ください。

| Q12: 教養試験のレベルを知りたい。

A12:教養試験のレベルにつきましては公表を行っておりませんので、教養試験例題を参考としてください。

Q13: 面接の日程を変更することはできますか。

A13:第1次選考、第2次選考の口頭試問(個別面接)の日程を変更することはできません。指定された日時に受験してください。

Q14: 採用後は、どのように配属先が決定されますか。

A14:配属先は、社会人としてこれまで培ってきた知識や職務経験を考慮しながら決定されます。

以下の情報は、福岡市職員募集ホームページに掲載していますので、併せてご確認ください。

- ・外国籍職員の担当職務について
- 試験の出題分野・評定基準等
- · 令和 4 年度採用選考実施状況
- ・選考成績の開示について
- ・採用試験における新型コロナウイルス感染症などへの対応

くお問い合わせ先>

- ◎ 受験申込み手続きに関する問い合わせは、原則として、『マイページ』の「メッセージ」機能を利用してください。
- ◎ 福岡市職員募集ホームページに掲載されている「採用試験受験申込みに関する Q&A」に問い合わせの方法(メッセージの文例など)を記載していますので、 ご確認ください。
- ◎ 受験手続きの締切が迫っているなど、お急ぎの場合は電話で連絡してください。
- ◎ 「申請の取下げ」については、『マイページ』から各自で行ってください。 (「採用試験受験申込みに関するQ&A」を確認してください。)
- ◎ 教養試験・論文当日(6月18日(日))及び下記の時間以外は、電話・メール・ メッセージ等への対応はできません。
- ◎ 災害時(地震・風水害・感染症等)の緊急連絡については、『マイページ』及び 福岡市職員募集ホームページでお知らせする予定ですので、随時ご確認ください。
- ◎ 試験の中止・延期等についても、『マイページ』及び福岡市職員募集ホームページ でお知らせする予定ですので、試験直前には状況を必ずご確認ください。

福岡市人事委員会事務局任用課

TEL:092-711-4687(平日9:00~17:00)

FAX: 092-733-5866

住所:〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1 (市役所議会棟5階)

く福岡市職員募集ホームページ>

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jinji-iinkai/ninyo/shisei/saiyou.html

